

委託役務の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年2月
大阪広域水道企業団

委託役務業務の最低制限価格算定要領の制定について

大阪広域水道企業団発注の最低制限価格を設定する委託役務業務について、最低制限価格算定に係る要領を制定しましたのでお知らせします。

- 令和4年4月1日以降に公告する案件から適用

詳細は「大阪広域水道企業団委託役務業務の最低制限価格算定要領の制定について」をご参照ください。

問合せ先

大阪広域水道企業団 経営管理部

会計課 契約グループ

TEL 06-6944-6047